資料４－１

議題４　幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の方法について（尾張旭市提出）

市名	回答			
	ア．新制度未移行幼稚園の授業料・保育料（入園料含む）		イ．新制度未移行幼稚園の預かり保育利用料金	
	市内	市外	市内	市外
名古屋市	法定代理受領で施設へ支給。年４回、月末の人数で３か月ごとに支払（年度末精算）	法定代理受領で施設へ支給。年４回、月末の人数で３か月ごとに支払（年度末精算）	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。
豊橋市	法定代理受領で施設へ支給。月１回。	法定代理受領で施設へ支給。月１回。	償還払いで保護者へ支給。年４回。	償還払いで保護者へ支給。年４回。
岡崎市	現物給付（年４回）	現物給付（年４回）	償還払い（年４回）	償還払い（年４回）
一宮市	法定代理受領で施設へ支給。月内の入所者数で支払い（年度末精算）	基本、市内と同様の方法だが、施設の意向により償還払いで対応。	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から施設を通じて請求。	基本、市内と同様の方法だが、施設の意向により法定代理受領で対応。
瀬戸市	法定代理受領で施設へ支給。月初の入所人数で毎月支給支払。	同上	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求（園取りまとめ）。	同上
半田市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で月１回支払（年度末精算）	法定代理受領で施設へ支給。年１回支払（年度末精算）	償還払いで個人へ支給。年３回、学期ごとに保護者から請求。	対象施設なし
春日井市	法定代理受領で施設へ給付。月初の人数で支払（随時精算）。	法定代理受領で施設へ給付。月初の人数で支払（随時精算）。	法定代理受領で施設へ給付。実績に応じて支払（翌月精算）。	法定代理受領で施設へ給付。実績に応じて支払（翌月精算）。
豊川市	法定代理受領で施設へ支給。月初めの人数で毎月支払。（翌月精算）	法定代理受領で施設へ支給。月初めの人数で毎月支払。（翌月精算）	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。
津島市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払。（日割りは翌月支払）	同左	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求。	同左
碧南市	該当なし	法定代理受領で施設へ支給。毎月。	該当なし	償還払いで個人へ支給。年３回、４か月分を保護者から請求。
刈谷市	法定代理受領で施設へ支給。年４回、３か月分を施設から請求。	法定代理受領で施設へ支給。年４回、３か月分を施設から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。
豊田市	法定代理受領（概算払い）	法定代理受領（原則実績払い、ただし、豊田市在住園児が２０名以上で園が希望する場合のみ概算払い）	償還払い（年4回：1・4・7・10月）	償還払い（年4回：1・4・7・10月）
安城市	法定代理受領。月初の状況で請求、当月支払い。月途中の異動は翌月支払いで調整。	法定代理受領。原則半年ごとの精算。在園人数により個別対応あり。	償還払いで個人に支給。当年度は２月～５月、６月～９月、１０月～２月の４カ月分の請求書を施設で取りまとめ提出	市内と同じ。
西尾市	法定代理受領で施設へ支給。５月に３歳以上児の１年間分を概算払い、年度末に年度途中異動児及び満３歳児分を含めて精算払い。	市内と同様の対応（対象園児が少数の場合、園の希望により精算払いのみの対応）	償還払いで個人へ支給。支払いは年４回だが、毎月請求書を園または保護者から提出。	市内と同様の対応
蒲郡市	法定代理受領で施設へ支給。前月人数で翌月支払（毎月払）	支払方法は各施設と協議の上決定するが、原則として市内施設と同様の方法としている	償還払いで個人へ支給。年４回払、３か月分を保護者から請求	ア（市外）と同じ
犬山市	法定代理受領で施設へ支給。毎月支払い（異動があった場合は翌月精算）	法定代理受領で施設へ支給。毎月支払い（異動があった場合は翌月精算）	償還払いで個人へ支給。4半期ごとに保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。4半期ごとに保護者から請求。

資料４－１

議題４　幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の方法について（尾張旭市提出）

市名	回答			
	ア．新制度未移行幼稚園の授業料・保育料（入園料含む）		イ．新制度未移行幼稚園の預かり保育利用料金	
	市内	市外	市内	市外
常　滑　市	該当施設なし	法定代理受領	該当施設なし	償還払い
江　南　市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（原則毎月）	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（原則毎月）	法定代理受領で施設へ支給。月末の実績で支払（原則毎月）	法定代理受領で施設へ支給。月末の実績で支払（原則毎月）
小　牧　市	法定代理受領で施設へ支給。入退園については、次月で精算。	法定代理受領で施設へ支給。入退園については、次月で精算。	償還払いで個人へ支給。年３回（４月から８月、９月から１２月、１月から３月）、それぞれ保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年３回（４月から８月、９月から１２月、１月から３月）、それぞれ保護者から請求。
稲　沢　市	施設による代理受領	施設による代理受領	直接給付、施設による代理受領	直接給付
新　城　市	該当なし	法定代理受領で施設へ支給。月1回施設から請求。	該当なし	該当なし
東　海　市	法定代理受領で翌月支給。	法定代理受領で翌月支給。	償還払いで年４回、３か月分を支給。	償還払いで年４回、３か月分を支給。
大　府　市	法定代理受領で施設へ支給。月内異動者の日割り計算分を含め、前月分を当月に支払。	同左	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を支払（園を通じて保護者から請求）。	同左
知　多　市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（翌月精算）		償還払いで個人へ支給。年度末に一括払い。保護者から請求。	
知　立　市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で翌月に支払い	同左	償還払いで個人へ支給。年4回、3か月分を保護者から請求	同左
尾張旭市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（年度末精算）	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（年度末精算）	償還払い で個人へ支給。年３回、４か月分 を保護者から請求。	償還払い で個人へ支給。年３回、４か月分 を保護者から請求。
高　浜　市	法定代理受領で施設へ支給。翌月請求、支払	法定代理受領で施設へ支給。６か月分請求、年２回支払	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求
岩　倉　市	法定代理受領で施設へ支給。毎月翌月末に支払い、年度末に精算	法定代理受領で施設へ支給。毎月翌月末に支払い、年度末に精算	償還払いで個人へ支給。年２回、４月～８月分と９月～３月分を保護者から請求	償還払いで個人へ支給。年２回、４月～８月分と９月～３月分を保護者から請求
豊　明　市	未移行幼稚園全園において法定代理受領で対応しており、毎月施設からの請求に基づいて施設へ直接支払っている。	市内と同様の対応 なお、入園料が対象となる場合は、年度末に保護者へ直接償還払いを予定している。	償還払いにより対応 保護者は施設から発行された証明兼領収書を請求書に添え市へ直接請求、市は四半期ごとに支払う。 幼稚園の協力のもと一括取りまとめで処理	原則償還払い
日　進　市	法定代理受領で施設へ支給。月末締め、翌月払い。	市内と同じ。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	市内と同じ。
田　原　市	市内に施設なし	償還払い（年4回）	市内に施設なし	償還払い（年4回）
愛　西　市	法定代理受領で施設へ支給。随時払い。	法定代理受領で施設へ支給。随時払い。	償還払いで個人へ支給。随時払い。	償還払いで個人へ支給。随時払い。

資料４－１

議題４　幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付の方法について（尾張旭市提出）

市名	回答			
	ア．新制度未移行幼稚園の授業料・保育料（入園料含む）		イ．新制度未移行幼稚園の預かり保育利用料金	
	市内	市外	市内	市外
清　須　市	市内に新制度未移行幼稚園なし。	法定代理受領で施設へ毎月支給。請求金額については、幼稚園より提出される請求書をもとにする。（請求書締め日：翌月６日，支給日：翌月２６日まで）	該当施設なし。	償還払いで個人へ支給。年4回（3か月分を）保護者から請求。
北名古屋市	法定代理受領 毎月上旬に当月分を請求、下旬に支払い	償還払い ３か月ごとに保護者から請求、保護者へ支払い	償還払い ３か月ごとに保護者から請求、保護者へ支払い	償還払い ３か月ごとに保護者から請求、保護者へ支払い
弥　富　市	該当施設なし	現物支給で幼稚園へ支払い。転出入があった場合は日割り計算。	該当施設なし	現物支給で幼稚園へ支払い。毎月または数カ月まとめて支払い。（請求方法は統一していない。）
みよし市	法定代理受領で施設へ支給。年４回、３か月分を施設から請求。（次の請求時に精算）	法定代理受領で施設へ支給。年４回、３か月分を施設から請求。（次の請求時に精算）	預かり保育以外の利用が無い施設は、法定代理受領で施設へ支給。預かり保育以外の利用がある施設は、償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を施設又は保護者から請求。	償還払いで個人へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。
あ　ま　市	法定代理受領で施設へ月初の人数で概算払いで支給。年４回３か月分、最終的に実績で清算。	同左	償還払いで保護者へ支給。年４回、３か月分を保護者から請求。	同左
長久手市	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（翌月精算）	法定代理受領で施設へ支給。月初の人数で支払（翌月精算）	償還払い で個人へ支給。年4回、3か月分 を保護者から請求。	償還払い で個人へ支給。年4回、3か月分 を保護者から請求。